



准看護師養成制度の存続と養成校への補助金の継続について(陳情)

1. 陳情の要旨

- (1) 准看護師養成制度を、当分の間存続してください。
- (2) 県内の准看護師の養成校に対する補助金を、継続してください。

2. 陳情の理由

- (1) 県は、神奈川県立衛生看護専門学校の准看護学科の教育を、来年度の入学を最後に停止すると表明しましたが、全国的に看護師不足の中、特に人口10万人あたりの看護職員数が全国で最下位の神奈川県において、離職防止や潜在看護職員の掘り起こし等に医療機関や関係団体が努力し地域医療の提供体制を確保している。このような状況の中、保健師助産師看護師法でも定められている准看護師の養成を性急に停止することは、看護師不足をますます悪化させ地域医療の提供に大きな混乱を招くもので適正とは言い難く、看護師不足が改善されるまでの当分の間、准看護師養成制度の存続を切に願うものです。
- (2) 県は、県内の准看護師を養成している施設に対する補助金を廃止しようとしていますが、准看護師が慢性的な看護師不足を補うため医療現場で一定の役割を果たしている現状で、准看護師を養成している施設に対する補助金を交付しないということは、看護職になる道の多様性を閉ざすもので、看護師不足をますます悪化させる要因にもなることから、看護師不足が改善されるまでの当分の間、県内の准看護師の養成校に対する補助金を継続して交付していただくよう、切に願うものです。

平成24年7月12日

神奈川県議会議長

竹内英明様

陳情者 公益社団法人神奈川県病院協会  
会長 渡邊史朗

横浜市中区富士見町3-1  
神奈川県総合医療会館 4階  
Tel 045-242-7221



神病協発第233号

平成24年7月11日

神奈川県知事  
黒岩祐治様

公益社団法人神奈川県病院協会  
会長 渡邊史朗

准看護師養成制度の存続と養成校への補助金の継続について（要望）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県は、神奈川県立衛生看護専門学校の准看護学科の教育を、来年度の入学を最後に停止すると表明しましたが、全国的に看護師不足の中、特に人口10万人あたりの看護職員数が全国で最下位の神奈川県において、離職防止や潜在看護師の掘り起こし等に医療機関や関係団体が努力し地域医療の提供体制を確保しています。

看護師・准看護師の就業先は病院、診療所のみならず、介護・福祉施設や訪問看護ステーション等に拡大し続けており、「第七次看護職員需給見通し」でも、県内看護職員の不足数（H23）は約14,000人とされています。

このような状況の中、保健師助産師看護師法でも定められている准看護師の養成を性急に停止することは、看護師不足をますます悪化させるものであります。

特に、中小規模の病院に多く勤務する准看護師の養成停止は地域医療の崩壊を招くものであり、看護師不足が改善されるまでの当分の間、准看護師養成制度の存続を要望致します。

また、県は県内の准看護師を養成している施設に対する補助金を廃止しようとしています。准看護師が慢性的な看護師不足を補うため医療現場で一定の役割を果たしている現状で、准看護師を養成している施設に対する補助金を交付しないということは、看護職になる道の多様性を閉ざすもので、看護師不足をますます悪化させる要因にもなることから、看護師不足が改善されるまでの当分の間、県内の准看護師の養成校に対する補助金を継続して交付していただくよう要望致します。